



発行日 2024.6.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

毎月、このページに季節の花を掲載させていただいていますが、この季節アジサイか花菖蒲・アヤメ・カキツバタとなっております。それだけ身近なものとなっているのですね。植物は毎年同じ季節に同じように咲いてくれて、裏切らないです。屋久島に行ってきました。樹齢 7200 年といわれる縄文杉を見ると植物の生命力に感嘆します。さて、6月号をお届けします。どうぞご覧ください。



花菖蒲【大高緑地公園】 2024.6.2 撮影

【INDEX】

■ 社会保険手続きに関する最新情報 被保険者データの CD による提供終了について	1
■ 雇用に関する最新情報 雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要 について	2
■ 定額減税に関する最新情報 年金受給者の定額減税について	2
■ 特集 働きながら受け取る厚生年金について ～在職老齢年金と雇用保険との調整～	3
■ 調査資料から 中小企業の賃上げ状況と企業規模による格差拡大 ～帝国データバンクのアンケート調査結果	4
□ PRIVATE 屋久島 宮之浦岳&縄文杉	4

■ 社会保険手続きに関する最新情報

被保険者データの CD による提供終了について

4月23日、日本年金機構は、希望する事業主に郵送している被保険者データを収録したCDの提供を、令和7年3月をもって終了する予定であることを明らかにしました。

各種手続きのオンライン化の一環として行われるもので、社会保険に関する各種情報、通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」にて被保険者データ等をオンラインで提供しているため、本サービスを利用するよう、案内しています。

本サービスにて電子データで受け取れる情報・通知書は次のとおりです。

○ 社会保険料額情報

月末に納付する社会保険料の見込額

○ 保険料納入告知額・領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付している事業主への当月の口座振替額と前月の領収額を知らせる通知書

○ 保険料増減内訳書

前月と当月の社会保険料額に変更が生じた場合に、保険料の増減に該当する被保険者および増減となった理由を表示した書類

○ 基本保険料算出内訳書

9月分の保険料の基礎となる標準報酬月額ごとの被保険者数等を表示した書類（毎年10月にのみ作成）

○ 賞与保険料算出内訳書

被保険者ごとの賞与保険料を表示した書類（賞与支払届の提出があった場合にのみ作成）

○ 被保険者データ

届書作成プログラムで簡単に届書を作成するための事業所と被保険者の情報

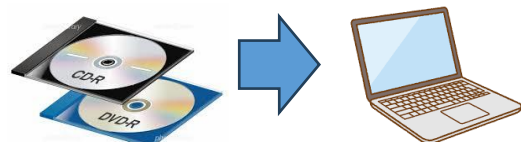
○ 決定通知書

提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果の通知書

また、現在、オンライン事業所年金情報サービスが利用できるのはGビズIDを持っている事業主のみですが、令和7年1月からサービスを拡大し、以下の方も利用可能とする等を予定しているとされています。

○ 電子証明書を持っている事業主

○ 社会保険事務を受託している社会保険労務士



■雇用に関する最新情報

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要について

～来年4月から自己都合退職者の基本手当の給付制限の扱いが変わります～

5月10日、改正雇用保険法が成立しました。改正項目は、育児休業に関する給付新設、教育訓練やリ・スキリング支援の充実や雇用保険の適用拡大など、多岐にわたります。（育児休業に関する給付新設を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案は参議院で審議中）。

■改正の趣旨

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やリ・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる。

■改正の概要

1. 教育訓練やリ・スキリング支援の充実

令和7年4月1日から、法改正により、要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限なく基本手当を受給できるようになります。

また通達の改正により、正当な理由のない自己都合離職者への基本手当の給付制限期間が1カ月に短縮されます。ただし、短期で入退社を繰り返すのを防止するため、5年間で3回以上正当な理由のない自己都合退職を行った人の給付制限期間は3カ月とされます。

2. 育児休業に関する新給付

令和7年4月1日から、育児休業に関する2つの給付が創設されます。

出生後休業支援給付は、子の出生後間もない期間に両親がともに14日以上育児休業を取得した場合、休業開始前の賃金の13%が最大28日分、支給されます。

育児時短就業給付は、2歳未満の子の養育のため所定労働時間を短縮して短時間勤務を行う場合の賃金減額分の一部を補助するもので、短時間勤務を開始する前の賃金の約10%が支給されます。

3. 雇用保険の適用拡大

令和10年10月1日から、「31日以上継続して雇用されることが見込まれ」かつ「1週間の所定労働時間が10時間以上」の労働者が雇用保険に加入することとなります。

被保険者資格取得手続を行う機会が大幅に増えるほか、基本手当の受給や離職票の作成にも影響が及ぶため、今後の情報を注意深く確認する必要があります。

■定額減税に関する最新情報

年金受給者の定額減税について

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税の「定額による特別控除」が実施されます。これにより、老齢年金および退職を事由とする年金から源泉徴収される所得税および特別徴収される個人住民税も減税されます。

■公的年金における定額減税

1. 控除される金額

所得税および個人住民税の定額減税が行われます。減税される金額は、次の金額の合計です。なお、合計額が所得税額または個人住民税額を超える場合は、それぞれの税額が減税額の限度となります。

	所得税	個人住民税
本人	30,000円	10,000円
配偶者または扶養親族	1人につき 30,000円	1人につき 10,000円

2. 所得税の減税

老齢年金および退職を事由とする年金から所得税が源泉徴収されている人を対象に、年金から源泉徴収する所得税が減税されます。減税される金額は、提出した「令和6年分の公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の記載内容に基づき計算されます。令和6年6月に受け取る年金から減税が行われ、6月に全額を減税しきれない場合は、以後令和6年中に受け取る年金から順次減税されます。

【公的年金等の源泉徴収票への記載】

実際に所得税額から控除した減税額及び控除しきれなかった金額については、令和7年1月に送られてくる公的年金等の源泉徴収票の摘要欄に記載されます。

3. 個人住民税の減税

老齢年金および退職を事由とする年金から個人住民税が特別徴収される人を対象に、年金から特別徴収する個人住民税が減税されます。令和6年10月に受け取る年金から減税が行われ、10月に全額を減税しきれない場合は、以後令和6年度中に受け取る年金から順次減税されます。

4. 複数の年金を受け取っている方や給与と所得がある人にかかる控除額の調整

複数の年金を受け取っている人や年金の他に給与と所得がある人については、それぞれ源泉徴収税額から定額減税が行われます。なお、複数の公的年金等や給与等で重複して定額減税を受けたことのみをもって、確定申告を行う必要はありません。

このため、従来どおり、確定申告すれば税金が還付される人や、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であって、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であることにより、確定申告が不要とされている人などについては、必ずしも確定申告をする必要はありません。

なお、確定申告が必要な人や、確定申告が不要であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出する人は、申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。

■定額減税にかかる調整給付

減税額が、年金から源泉徴収する所得税額および特別徴収する個人住民税額を上回り、控除しきれない金額がある場合、各市区町村で行われる給付措置を受けられる場合があります。

働きながら受け取る厚生年金について～在職老齢年金と雇用保険との調整～

年金受給年齢に達した方で、働く方もおおくりました。働きながら受け取る年金には、在職老齢年金がありますが、賃金との調整や、雇用保険との調整があります。今回はそのしくみと調整方法等についてご案内します。

在職老齢年金

■ 在職老齢年金について

○厚生年金に加入しながら受け取る年金は、基本月額(A)と総報酬月額相当額(B)に応じて、年金の一部または全部が支給停止されることがあります。

(A)：年金額(年額)を12で割った額(加算年金・老齢基礎年金・経過的加算は含まない)

(B)：標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の総額を12で割った額

○65歳以上の厚生年金被保険者については、年金額を毎年10月に改定し、それまでに納めた保険料を年金額に反映されます。

※令和3年度までは、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは改定されませんでした。

■ 在職老齢年金(令和6年度)

A+B ≤ 50万円 ⇒ 年金は全額支給

A+B > 50万円 ⇒ 一部支給停止

【支給停止額】

(A+B - 50万円) ÷ 2 ※年齢にかかわらず統一されました

■ 計算例

① 年金(年額)=144万円 A=144万円÷12=12万円

標準報酬月額 20万円 直近1年間の標準賞与額 60万円 B=20+(60÷12)=25万円

➡A+Bの合計額は、12万円+25万円=37万円以下なので全額支給される。

② 年金(年額)=180万円 A=180万円÷12=15万円

標準報酬月額 30万円 直近1年間の標準賞与額 120万円 B=30+(120÷12)=40万円

➡A+Bの合計額は、15万円+40万円=55万円を超えて、

月額支給停止額は (55万円 - 50万円) ÷ 2 = 2.5万円 となり

年金額は 15万円 - 2.5万円 = 12.5万円 となる。

雇用保険と厚生年金との調整

■ 雇用保険との調整について

○60歳時賃金と比べて60歳以降の賃金が低下したことにより、高年齢雇用継続給付を受給している場合は、在職老齢年金による支給停止だけでなく、高年齢雇用継続給付による支給停止も加わります。

○65歳前に支給される特別支給の老齢厚生年金は、基本手当を受給するとその間、全額が支給停止され、高年齢雇用継続給付を受給している間は一部が減額されます。

高年齢雇用継続給付受給による年金の減額

= 支給対象月の標準報酬月額 × 年金減額率

【賃金割合と年金減額率】

賃金割合(%)	75～	74	73	72	71	70	69	68
年金減額率(%)	0	0.35	0.72	1.09	1.47	1.87	2.27	2.69
賃金割合(%)	67	66	65	64	63	62	61	
年金減額率(%)	3.12	3.56	4.02	4.49	4.98	5.48	6.00	

■ 計算例

60歳到達時賃金=50万円 年金(月額)=10万円

現在の賃金=34.5万円 ⇒ 標準報酬月額=34万円

賃金割合=34.5/50=69% 表より年金減額率は2.27%

支給対象月の標準報酬月額×年金減額率=34万円×2.27%=7,718円

高年齢雇用継続給付受給により、年金月額は、7,718円減額される。(在職老齢年金による減額と合わせて減額)

■ 調査資料から

中小企業の賃上げ状況と企業規模による格差拡大～帝国データバンクのアンケート調査結果

■ 賃上げの求めと中小企業の状況

2024年の春闘では、連合が4月4日に発表した集計結果によれば、全体の賃上げ率は平均で5.24%と33年ぶりの高水準となりました。

人手不足や物価高騰を背景に賃上げが求められる状況が続いていますが、大企業が積極的に賃上げ策を進める一方、中小企業では賃上げに対する厳しい状況が見えてきます。

■ 「小規模企業」の賃上げ実施割合は全体を10ポイント以上下回る

帝国データバンクが2024年4月18日に公表した調査によれば、2024年度の賃上げ実施割合は77.0%と高水準ですが、規模別に「賃上げ」する／した企業の割合をみると、「大企業」は77.7%、「中小企業」は77.0%とほぼ同水準となった一方で、「小規模企業」は65.2%と全体（77.0%）を11.8ポイント下回る結果となっています。

■ 新卒社員の採用 「大企業」76.2%、「小規模企業」23.7%

同調査では、2024年度入社における新卒社員の採用

状況についても尋ねており、「採用あり」は45.3%、「採用なし」は53.1%となっています。これを規模別に「採用あり」の割合をみると、「大企業」は76.2%と全体を約30ポイント上回った一方で、「中小企業」は40.9%、「小規模企業」は23.7%となっており、企業規模別の差が大きいことがわかります。

■ 広がる格差と人手不足への対応

同調査では、中小企業から「大企業との賃上げ格差が拡大し、人材の確保が一段と困難になっている」との声も聞かれたことが示されています。

資金的余裕がないため賃上げしたくてもできないという中小企業が多い状況下で、賃上げが進む大企業との賃金格差、またそれによる人手不足はますます深刻化していくものと思われます。生産性を高める様々な施策とともに、他社と差別化した人材確保の諸施策もあわせて検討していきたいところです。

□ PRIVATE

屋久島 宮之浦岳&縄文杉

5月下旬、山の会7人のメンバーで屋久島にいました。私にとっては2回目ですが、メンバーからの希望もあり人気の島(山)です。

ご承知の通り、縄文杉で有名ですが、屋久杉とは樹齢1000年を超える杉を言うようです。

1日目は名古屋から屋久島までの移動。2日目早朝、登山バスで荒川登山口まで行き、ここからウイルソン株、縄文杉を見て、避難小屋泊。3日目に九州最高峰の宮之浦岳に登り、この日も避難小屋泊。今の時期シャクナゲが、山全体に咲き誇っています。4日目に下山して名古屋まで帰ってきました。天気はあまりよくありませんでしたが、全国でも雨の多いところですからやむをえません。それ以上の楽しさがありました。



縄文杉



ウイルソン株の空洞から



宮之浦岳頂上



シャクナゲの群落

瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘3029

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)